

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名)	クラリベース 接着材
会社名	クラレノリタケデンタル株式会社
住所	東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー
担当部署	品質保証室
電話番号	03-6701-1730
Fax番号	03-6701-1805
緊急連絡先	0120-330-922 (月曜～金曜 10:00～12:00、13:00～17:00) 050-3499-2717 (上記フリーダイヤル営業時間外)
推奨用途及び使用上の制限	義歯床用接着材料
整理番号	157A

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性(吸入)	区分4
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3
環境に対する有害性	GHS分類に該当する項目はない	

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害(蒸気)
眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

物理的及び化学的危険性

注意書き

安全対策

- ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・防爆型の電気/換気/照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

- ・皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- 保管
 - ・直射日光を避け、冷所に保管すること。
 - ・容器を密閉しておくこと。
- 廃棄
 - ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託し適切に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

組成情報は営業上の秘密に該当するため、含有量を幅記載とする。

化学物質・混合物の区別	濃度 (%)	CAS番号	化審法 公示番号	安衛法(閾値)		PRTR法 管理番号	毒劇法
				表示	通知		
酢酸エチル	93-97	141-78-6	2-726	≥1%	≥1%	非該当	該当
ポリエチルメタクリレート	3-7	9003-42-3	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当

4. 応急措置

- 吸入した場合 直ちに新鮮な空気のある場所に移し、鼻をかませ、うがいさせる。
- 皮膚に付着した場合 直ちに付着部を多量の水で十分に洗い流す。
- 眼に入った場合 直ちに流水で15分以上洗い流し、必要に応じて眼科医の処置を受ける。
- 飲み込んだ場合 直ちに水又は食塩水を飲ませて吐かせ、医師の処置を受ける。
- 応急措置をする者の保護 救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 粉末・二酸化炭素、乾燥砂、泡
- 使ってはならない消火剤 水
- 特有の危険有害性 情報なし
- 特有の消火方法 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。
初期の火災には、粉末・二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。大規模火災の際には、泡消火器などを用いて空気を遮断することが有効である。
- 消火を行う者の保護 呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項
保護具及び緊急措置 作業者は適切な保護具(「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用する。
作業の際は適切な保護具を着用し、漏洩した液が皮膚に付着したり、蒸気を吸入しないようにする。風上から作業し、風下の人を退避させる。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。露出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 環境に対する注意事項 流出した製品が河川などに排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。
- 回収・中和
封じ込め及び浄化方法・機材
二次災害の防止策 飛散したものは掃き集めて空容器に回収する。飛散した場所は水で十分に洗い流す。
適応される規制に従って廃棄する。
付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
 - 安全取扱い注意事項 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の適切な保護具を着用する。
ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しない。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざける。－禁煙。

		<p>防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/その他機器を使用する。 火花を発生させない工具を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 使用前に添付文書及び取扱説明書をよく読む。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。 本品に対して発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある作業者は使用しない。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用する。 酸化剤と接触させない。</p>
保管	衛生対策	<p>取扱い後に手、顔等をよく洗う。</p>
	保管条件	<p>換気の良い場所で保管すること。 直射日光を避け、冷所に保管する(2~25°C)。 容器を密閉し、保管する。</p>
	容器包装材料	<p>オリジナルの容器に保管する。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 (作業環境評価基準)	酢酸エチル	作業環境評価基準(2004) <= 200 ppm
許容濃度	日本産業衛生学会 ACGIH	酢酸エチル 200ppm; 720mg/m ³ 酢酸エチル TWA: 400ppm (上気道及び眼刺激)
設備対策		取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。
保護具	呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保護具	換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用する。 保護手袋を着用する。推奨材質: 非浸透性もしくは耐化学品ゴム 側面シールド付安全メガネ又は化学品用ゴーグルを着用する。 長袖保護衣を着用する。
衛生対策		取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。 この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色
臭い	果実臭
融点・凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸点範囲	77°C
可燃性	情報なし
爆発下限及び爆発上限界/可燃限界	情報なし
引火点	-4 °C(酢酸エチル)
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	情報なし
水	情報なし
有機溶剤	情報なし
n-オクタノール/水分配係数	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び/又は相対密度	0.9 g/cm ³
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし

その他のデータ(放射性、かさ密度、
燃焼持続性) 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	酸化剤と接触すると反応することがある。
化学的安定性	通常の保管条件/取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	日光、熱
混触危険物質	酸化剤
危険有害な分解生成物	CO、CO ₂

11. 有害性情報

成分の有害性情報

急性毒性

経口	情報なし
経皮	情報なし
吸入	酢酸エチル:区分4(蒸気)
労働基準法	疾病化学物質:酢酸エチル
皮膚腐食性/刺激性	情報なし
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	酢酸エチル:区分2B ラビット Draize test MMAS=15.0 (ECETOC TR48, 1998)

呼吸器感作性

情報なし

皮膚感作性

情報なし

生殖細胞変異原性

情報なし

発がん性

情報なし

生殖毒性

情報なし

特定標的臓器(単回)

[区分3] 酢酸エチル 気道刺激性、麻酔作用(ACGIH, 2001)
[日本公表根拠データ]

特定標的臓器(反復)

情報なし

誤えん有害性

情報なし

12. 環境影響情報

成分の環境有害性情報

生態毒性	酢酸エチル	甲殻類(オオジシロ) LC ₅₀ = 2,500mg/L/24hr (SIDS, 2008)
残留性・分解性	情報なし	
生体蓄積性	酢酸エチル	log Pow=0.73 (ICSC, 2014)
土壤中の移動性	情報なし	
オゾン層への有害性	情報なし	

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

環境への放出を避けること。
廃棄の際は、関連法規ならびに地方自治体の規準に従う。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は関連法規ならびに地方自治体の規準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 : IMOの規定に従う。
UN No. : 1993
Proper Shipping Name : その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
Class : 3
Packing Group : II

	航空規制情報 : ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No. : 1993
	Proper Shipping Name : その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)
	Class : 3
	Packing Group : II
バルク輸送におけるMARPOL 条約附属書II 改訂有害液体 物質及びIBCコード	有害液体物質(Z類):酢酸エチル
国内規制	陸上輸送情報 : 該当する法律に従う。 海上輸送情報 : 船舶安全法に従う。(IMOに準拠) 航空輸送情報 : 航空法に従う。(ICAOに準拠)
特別安全対策	転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に 行う。 直射日光を避けて輸送する。
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

化審法	特段規制なし
安衛法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 : 酢酸エチル 有機則 第2種有機溶剤等 : 酢酸エチル
化管法(PRTR法)	非該当
毒劇法	酢酸エチル : 劇物(指定令第2条)(政令番号:30の3)
消防法	第4類 第一石油類 非水溶性 危険等級 II
悪臭防止法	酢酸エチル : 政令番号14:敷地境界線許容限度 3-20 ppm
大気汚染防止法	非該当
船舶安全法	引火性液体類 分類3
航空法	引火性液体 分類3
水質汚濁防止法	指定物質 : 酢酸エチル(法令番号 13)
海洋汚染防止法	酢酸エチル : 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。このSDSは、新しい知見により予告なく改訂することがあります。